**１－（25）前払式支払手段(プリペイド・カード)発行事業規約例**

（目　　的）

第１条　この規約は、本組合が定款第○条第○号に掲げる前払式支払手段（プリベイド・カード）発行事業（以下「プリベイド・カード事業」という。）の利用に必要な手続、方法その他の事項について定め、もってプリベイド・カード事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（名　　称）

第２条　プリベイド・カード事業のカードは、○○カードと称する。

（発 行 者）

第３条　○○カードの発行者は、○○協同組合とする。

（販売窓口）

第４条　○○カードの販売窓口は、本組合指定の売捌所とする。

２　売捌所は、必要に応じて本組合から○○カードを購入し、消費者に直接販売するものとする。なお、本組合も消費者に直接販売できるものとする。

（加盟店及び取扱店舗）

第５条　加盟店は、本組合の組合員であり、本規約承認のうえ、本組合所定の手続により○○カード取引加盟店加入申込書に必要な書類を添えて本組合に提出し、本組合が承認した者をいう。

２　加盟店は、別に定める○○カード事業取引契約（以下「本契約」という。）を本組合と締結する。

３　加盟店は、○○カードを取扱う店舗をあらかじめ本組合所定の方法で届出て、本組合の承認を得るものとする。

４　加盟店は、本組合所定の手続でカード・リーダーの設置を申込み、これを本組合所定の方法で設置のうえ、所定のステッカーを店舗の見やすい場所に掲示するものとする。

５　加盟店が、取扱店舗、カード・リーダーの設置場所の変更を行う場合についても、第３項と同様とする。

（○○カード）

第６条　○○カードの所持者が加盟店と取引して○○カードを利用した場合、加盟店は、○○カード所持者の代金の支払を免除し、本規約及び○○カード取扱規程（以下「取扱規程」という。）に定めるところに従い、本組合との間で代金の決済を行う。

２　本組合が発行した○○カードの取扱いについては、本規約のほか取扱規程に定めるところによる。

（○○カードの利用）

第７条　加盟店は、本組合が制定した「○○カードご利用約款」を承認し、これに従い○○カードを取扱うものとする。

２　加盟店は、○○カードの利用について、取扱いを拒んではならない。

３　加盟店は、○○カード利用者に対し、取引価格その他取引に付随するサービス等について、一般顧客より不利な取扱いを行ってはならない。

（○○カードの取扱禁止）

第８条　加盟店は、次に該当する場合、○○カードを取扱ってはならない。

(1) 本組合の指定又は本組合とのあらかじめの合意により、○○カードの利用ができないものとして定めた取引に関するとき

(2) 違法又は不正に作成、取得若しくは利用されたカードであるとき

（○○カードの利用不能）

第９条　○○カードの破損、カード・リーダーの故障、停電等により、○○カードの電磁記録を読みとることができない場合、加盟店は、現金払いその他○○カード以外の方法で○○カード所持者との決済を行うものとする。

２　前項の場合、本組合は、損害賠償その他一切の責任は負わないものとする。

（紛争の処理）

第10条　○○カード利用後、返品、商品の瑕疵、その他加盟店と○○カード利用者との取引に関する苦情紛争が生じた場合、加盟店の責任でこれを解決するものとし、本組合は一切責任を負わないものとする。

２　○○カードの損傷等、カード自体の苦情・紛争が生じたときは、別途取扱規程で定める要領に従い、加盟店と本組合が協力してこれを処理するものとする。

（代金返済の方法）

第11条　本組合は、取扱規程に定めるところに従い、カード・リーダーに記録された売上情報を確認し、所定の取扱手数料等を控除のうえ、加盟店の届出預金口座に振込入金してカード利用代金の決済を行う。

２　本組合は、毎月取扱規程に定める一定日に売上情報を確認し、取扱規程に定める一定日に前項のカード利用代金を入金して前項の決済を行うものとする。なお、代金入金日が銀行休業日に該当するときは、翌銀行営業日を代金入金日とする。

３　加盟店は、前２項のカード利用代金決済等、本組合との取引のための口座として、本組合所定の方法により、預金口座を届出るものとし、これに変更がある場合も同様とする。

（手 数 料）

第12条　加盟店登録料、○○カード取扱手数料等の金額、料率等については、別途取扱規程で定める。

（機器の保守等）

第13条　加盟店は、カード・リーダ一等の保守について、取扱規程に定めるところにより、加盟店の費用負担でこれを行う。

２　加盟店は、カード・リーダ一等の機器について、損壊又は解体し、その他定められた使用方法以外の使用をしてはならない。

（譲渡禁止等）

第14条　加盟店は、カード・リーダーその他の本規約によって導入した機器等、本規約によって本組合に対して有する一切の権利及び本規約による契約上の地位を、他に譲渡、転貸、質入れその他担保に供する等の処分をしてはならない。

（届出事項の変更等）

第15条　加盟店は、第５条第１項の加盟店加入申込みの際の届出事項に変更があった場合、遅滞なく本組合に通知するものとする。ただし、本規約等であらかじめの届出を要するとされた事項については、所定の方法により届出るものとする。

２　加盟店が、前項の届出を怠ったために生じた損害については、本組合はその責めを負わないものとする。

（善管注意・調査協力義務）

第16条　加盟店は、○○カードの取引について、本規約及び取扱規程に従い、善良な管理者として誠実に業務を行う。

２　加盟店は、本組合が、カード・リーダ一等の機器、売上情報、取引の実施状況等について調査を行う場合、これに必要な協力をする。

（契約の解約告知）

第17条　加盟店が、本規約又は取扱規程に違反し、不正行為をなし、又は信用不安事由が生じる等、加盟店取引を継続し難いと認められる事由が生じた場合、本組合は本規約に基づく加盟店との本契規約を将来に向けて解約告知することができる。

（解約申入れ）

第18条　加盟店又は本組合が本契約の解約申入れをなすについては、解約申入れの効力が生じる日の２カ月前に書面をもって通知するものとする。

（契約終了時の処理）

第19条　本契約が終了した場合であっても、契約終了時までになされた○○カード取引については、本組合は、第11条に従って代金決済をするものとする。

２　本契約が終了した場合、加盟店は、取扱規程で定めるところによって、ステッカーを撤去し、又カード・リーダ一等の機器について、所定の措置をなすものとする。

（そ の 他）

第20条　この規約に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、理事会で決定する。

付 　則

この規約は、令和○年○月○日から施行する。